

## 軽井沢町入札心得

### (趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書(案)又は委託契約書(案)、この入札心得及び現場等を熟観し、承諾した上で入札しなければならない。

### (入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを認めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、町を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を町長に提出して確認を得たとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと町長が認めたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれないと町長が認めたとき。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、認めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

### (入札の方法)

第3条 入札参加者は質問書等を提出するときは、入札日の3日前(休日を除く)までに文書で提出しなければならない。

- 2 入札参加者は、別に定める入札書に所要事項を記入の上、これを入札日時までに入札場所に差し出さなければならない。
- 3 入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載しなければならない。
- 4 建設工事の入札案件について、入札書にその内訳を記載した「入札書

兼内訳書」を初回（1回目）の入札時に投函しなければならない。ただし、再度（2回目）入札以降においては、原則として内訳書の提出を求めない。

- 5 入札書は書留郵便で差し出すことができる。この場合封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。ただし、町内業者については郵送によらず直接提出することができる。
- 6 前項の入札書が、所定の入札日時までに到着しないときは、当該入札はなかったものとする。
- 7 入札参加者が代理人をして入札させるとときは、入札執行前に委任状を町長に提出して確認を受けなければならない。
- 8 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 一度提出した入札書は、書替え、引替え又は撤回することはできない。  
(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。  
(入札の辞退)

第3条の3 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(経営事項審査結果通知書)

第3条の4 入札参加者は、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「経審」という。）結果の通知を受けていな

ければならない。

2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札を辞退しなければならない。

3 第11条第1項ただし書きについては、第1項の契約予定日は本契約予定日とする。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、町長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- (8) 建設工事の入札案件について、内訳書の提出がない入札書及び、入札金額と内訳金額に相違がある入札書

(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。

(落札者及び落札価格の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満で

あるとき。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)

(3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるとき。

2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行つた者は、町長の行う調査に協力しなければならない。

3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとする。

4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わつて入札事務に關係のない当町の職員にくじを引かせるものとする。

5 落札価格の決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とする。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまつてゐる者により再度の入札を行うものとする。

(入札保証金の処理)

第9条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

(契約保証金の納付)

第10条(A) 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、(5)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項(2)、(3)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項(4)、(5)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 当初の設計額が50万円以上500万円未満の工事で、落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した成績を有する者で、かつ、その者が該当契約を確実に履行すると認められるとき。

5 請負代金の変更があった場合には、補償の額が変更後の請負代金の10分の1に達するまで、町長は、保証金額の増額を請求することができ、落札者は保証金額の減額を請求することができる。ただし、請負代金の3割を超えない増減については、保証金額の変更を行わないものとする。

第10条(B) 落札者は、契約の締結と同時にこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金は、請負代金の10分の3以上としなければならない。

3 請負代金の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、町長は、保証金額の増額を請求することができ、契約人は、保証金額の減額を請求することができる。ただし、請負代金の3割を超えない増減については、保証金額の変更を行わないものとする。

第10条(C) 落札者は、契約の締結と同時に契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険の締結
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと町長が認めたとき。
- (4) 落札者が契約について、自己に代って業務等を完成することを保証する他の当該契約の履行に必要な資格能力を有する者を保証人として立てたとき。
- (5) 契約金額が50万円未満であり契約人が契約を確実に履行するものと町長が認めたとき。

2 契約人が契約を履行しないとき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。ただし、(4)を除いた各号については、請負代金の3割を超えない増減については、保証金額の変更を行わないものとする。

[注] (A)は、金銭的保証を求める場合に使用する。

[注] (B)は、役務的保証を求める場合に使用する。

[注] (C)は、工事以外に使用する。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が5,000万円以上の軽井沢町議会の議決を要する工事案件については、仮契約とする。

- 2 前項ただし書の工事については、議会の議決があったときは、地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。
- 3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を町長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと町長が認めたときは、この限りでない。

4 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事等の着手)

第12条 契約人は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

(技術者の配置等)

第13条 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を、配置しなければならない。

2 契約人は、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7の規定に準じた施工体制台帳を作成し、その写しを町長に提出しなければならない。

なお、下請の選定については、つとめて町内業者とする。

(施工管理)

第14条 契約人は、軽井沢町建設工事施工管理要綱を遵守しなければならない。

(補則)

第15条 この心得に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この入札心得は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この入札心得は、令和元年10月1日から施行する。